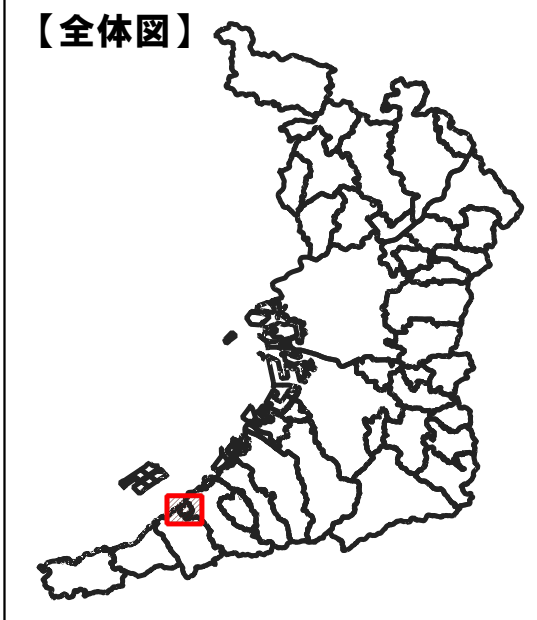


63 田尻特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
 府道泉佐野岩出線と泉南郡田尻町と泉佐野市との境界線の交点を起点とし、同境界線を南東進した後西進し、同境界線と泉南市との境界線の交点に至る。同点より泉南郡田尻町と泉南市の境界線を北西進し、同境界線と府道泉佐野岩出線の交点に至る。同点より府道泉佐野岩出線を北東進して起点に至る線で囲まれた田尻町の区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。